

前橋市卓球協会規約

第一章 総 則

- 第 1 条 本協会は、前橋市卓球協会と称する。(以下「本協会」と呼ぶ)
- 第 2 条 本協会の事務所は、会長の指定する場所に置く。
- 第 3 条 本協会は、卓球競技を健全に普及発展させるとともに、地域住民の体力及び競技力の向上とスポーツ精神の養成を目的とする。

第二章 事業

- 第 4 条 本協会は、第3条の目的を達成するために、下記の事業を行う。
1. 卓球競技に関する基本方針を審議し、確立する。
 2. 本協会主催及び主管する各種大会等を開催する。
 3. 卓球に関する各種教室等を開催する。
 4. その他、本協会の目的達成のために必要な事業を行う。

第三章 役 員

- 第 5 条 本協会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 若干名 理事長 1 名
副理事長 若干名 事務局長 1 名 事務局次長 1 名
理事 若干名 監事 2 名

- 第 6 条 役員の職務は、下記の通りとする。

1. 会長は、本協会の会務を統轄し、本協会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
5. 事務局長は、事務局を統括し、資産及び会計等に係る事務を掌理する。
6. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
7. 理事は、當時会務を分掌し、会務の円滑な遂行を図る。
8. 監事は、会計を監査し、その結果を理事会で報告する。

第 7 条 役員の選任は、下記の通りとする。

1. 会長は、理事会で推挙する。
2. 副会長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て選出する。
3. 理事長、副理事長、事務局長、事務局次長は、理事会において理事の互選により定める。
4. 理事は、理事会の承認を得て選出する。
会長は、この他に若干名の理事を委嘱することができる。
5. 監事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第 8 条 役員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。役員は、任期が満了してもその後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第四章 特別役員

第 9 条 本協会に特別役員として、名誉会長、名誉顧問及び参与を置くことができる。

第 10 条 特別役員は、重要な会務に関し、会長の諮問に応ずる。

第 11 条 特別役員は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第五章 会 議

第 12 条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・事務局次長及び理事をもって構成し、その議長は会長があたる。

第 13 条 理事会は、本会の業務遂行に関する重要な事項を審議し、決定する。

第 14 条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

第 15 条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
但し、議決には加われない。

第 16 条 議決は、出席の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

第 17 条 本協会は、事業の円滑な遂行のため、理事会の承認を経て次の機関を設けることができる。

1. 事務局
2. 専門部
3. その他必要な機関

第六章 会 計

第 18 条 本協会の資産管理については、会長の指示により事務局がこれにあたる。

第 19 条 本協会の経費は、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

第 20 条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第七章 規約変更

第 21 条 本規約の変更は、理事会において、役員の3分の2以上の同意を要する。

附 則

本規約は、昭和55年4月1日から改正施行する。

本規約は、平成23年4月1日から改正施行する。

本規約は、令和3年4月1日から改定施行する。